

熊谷市火災予防条例改正案の概要

(1) (消火器の準備)

対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器を準備した上で使用することを義務付けることとなります。

(2) (指定催しの指定)

消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定します。

なお、指定するときには、あらかじめ催しを主催する者の意見を聴き、指定した際には、催しを主催する者に通知し、公示します。

(3) (指定催しの防火管理)

(2)の指定催しを主催する者に対し、「防火担当者」を定め、「火災予防上必要な業務に関する計画」を作成させるとともに、火災予防上必要な業務を行わせなければならないことを義務付けます。

また、開催する日の14日前までに当該計画を消防機関に提出することを義務付けます。

※火災予防上必要な業務に関する計画は下記のとおりです。

防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

火災が発生した場合の消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

その他火災予防上必要な業務に関すること。

(4) (露店等の開設届出)

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して露店等を開設する場合は消防機関へ届け出をする必要があります。

(5) (罰則)

(2)の「指定催し」を主催する者に対し、火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった場合、罰則を科することを定めます。